

日本作物学会四国談話会規則

(2022年11月改正)

- 第1条 本談話会は、日本作物学会四国談話会と称する。
- 第2条 本談話会は作物に関する学術の発展を図り、同学の士の連絡を密にすることを目的とする。
- 第3条 本談話会の事務局は会長が在職する機関に置く。
- 第4条 本談話会は四国地方に在住する日本作物学会会員及び本会の趣旨に賛同する者をもって組織する。入会希望者は住所・氏名・職業・勤務先を明記の上、本談話会事務局に申し込むものとする。
- 第5条 本談話会は第2条の目的を達するため、総会・例会・シンポジウム・見学・表彰・印刷物の配布等を行う。
- 第6条 本談話会に次の役員を置く。
会長 1名
顧問 若干名
評議員 11名
幹事 若干名
会計監査 2名
- 会長は談話会を代表する。評議員は会務を審議する。幹事は実務を担当する。会計監査は会計を監査する。
- 第7条 会長は本談話会会員の互選により選出し、日本作物学会会長の委嘱を受ける。顧問は評議員会の推薦による。評議員は会員の互選により選出する。幹事及び会計監査は会長がこれを委嘱する。役員の任期は2カ年とする。但し重任を妨げない。
- 第8条 総会は毎年1回これを開き、会務及び会計を報告し、役員の選出その他重要事項につき協議する。総会における決定は出席者の多数決とする。なお、総会は必要ある場合臨時にこれを開くことができる。評議員会は会長が適宜これを招集する。
- 第9条 本談話会の経費は会費その他をもって充てる。会員は年会費として2,000円を前納するものとする。ただし、60歳以上で一括30,000円以上の会費を納入したものを終身会員とすることができる。
- 第10条 本談話会の会計年度は11月1日に始まり、翌年10月31日に終わる。

付則

1. 本規則は平成2年11月24日より施行する。
2. 本規則の改廃は総会の議による。
3. 本規則は平成29年11月30日に一部改正し、平成30年4月1日より実施する。
4. 本規則は平成30年11月29日に一部改正し、平成31年4月1日より実施する。
5. 本規則は令和4年11月24日に一部改正し、令和5年4月1日より施行する。

申し合わせ事項

1. 会長の任期は原則として3期までとする。
2. 例会は一般講演会及び特別講演を行う。
3. 総会及び例会の会場は各県持ち回りとする。
4. 評議員会においては翌年の例会における事業内容を検討する。
5. 本談話会講演会における講演者は会員に限る。

日本作物学会四国談話会会報投稿規定

(2022年11月改正)

1. 筆頭著者は会員に限るが、共同執筆者には非会員を含むことができる。
2. 投稿内容は「原著論文」、「総説」、「実用記事(資料・情報・意見等)」とし、未発表のものとする。論文投稿時に該当する区分を談話会規定の原稿送状に明記する。
3. 原稿は日本作物学会四国談話会会報原稿作成要領に従って作成する。
4. 原稿は原則としてコンピューターで作成する。論文採択後に提出する電子ファイルの形式は原稿作成要領に記したものとする。
5. 原稿は正編1部と複写2部に、談話会規定の原稿送状を各1部ずつ添付して編集委員会幹事宛に郵送する。論文の採択後に電子ファイルを編集委員会幹事宛に提出する。
6. 投稿された論文は日本作物学会四国談話会会報編集委員会規定に基づいて審査し、掲載の可否を決定する。
7. 投稿原稿が編集委員会幹事により受領された日を「受付日」、編集委員長により掲載が決定した日を以て

「受理日」とする。投稿者の請求があれば編集委員会は「受理日」以降、掲載予定証明を発行することができる。

8. 刷り上がり 2 頁迄の費用は談話会負担とするが、超過頁は著者負担（1 頁につき約 3000 円）とする。

9. 別刷りは著者の実費負担となっているので、原稿用紙の第 1 頁欄外にその希望部数を朱書する。

10. 本誌に掲載された論文の著作権は、日本作物学会四国談話会に帰属する。

日本作物学会四国談話会会報原稿作成要領

(2022 年 11 月改正)

1. 和文論文は原則として表題、著者名（所属機関名）、緒言、材料と方法、結果、考察、摘要、謝辞、引用文献の順とする。英文論文は原則として、Introduction, Materials and Methods, Results, Discussion, Summary, Acknowledgement, References の順として、和文摘要をつける。

2. 和文表題に続けて英文の表題、著者名、所属機関名を記入する。

・和文例；

米の食味評価に関する傾向調査

楠谷彰人*・豊田正範・上田一好・浅沼興一郎・中村承禎

(香川大学農学部)

Tendency of Palatability Evaluation on Rice

Akihito KUSUTANI*, Masanori TOYOTA, K. UEDA, Koh-ichiro ASANUMA and
Takuyoshi NAKAMURA (Fac. Agr. Kagawa Univ. Mikicho, Kagawa, 761-0795, Japan)

スモールキャピタルを赤字で指定する。

イタリックを赤字で指定する。

年 月 日受理。*連絡責任者（〒761-0795 香川県三木町香川大農学部。kusu@ag.kagawa-u.ac.jp, fax 087-891-3021）。

（ここは印刷時 1 ページ目左下の脚注となる。年月日の数字は空白で可。連絡先には E-mail または Fax 番号入力）

・英文例；

Tendency of Palatability Evaluation on Rice

Akihito KUSUTANI*, Masanori TOYOTA, K. UEDA, Koh-ichiro ASANUMA and
Takuyoshi NAKAMURA (Fac. Agr. Kagawa Univ. Mikicho, Kagawa, 761-0795, Japan)

Accepted *Corresponding author (kusu@ag.kagawa-u.ac.jp, fax 087-891-3021).

（ここは印刷時 1 ページ目左下の脚注となる。Accepted. の後の受理日は空白で可。連絡先には E-mail または Fax 番号入力）

3. 原稿の作成は A4 版用紙を使用する。上下左右に 3cm 以上の余白をとり、原則として 1 ページ 33 行、1 行 22 字とする（刷り上がりの 1 ページ分は 33 行×44 字=1452 字）。英文論文は日本作物学会発行の Plant Production Science の原稿作成要領に従う。

4. 英文論文の和文摘要は表題、著者名（所属機関名）、摘要本文の順とする。

・例；

和文摘要

13C と 15N のダブルトレーサー法による水稻の葉から根系への炭素
と窒素の転流の研究

岡野邦夫*・巽二郎・米山忠克・河野恭広・戸塚績

(国立公害研究所・名古屋大学農学部・農業技術研究所)

根から葉へ送られる窒素の意義を明らかにする目的で、穂ばらみ期の水稻の最上位葉に 13C 標識の炭酸ガスと 15N 標識の二酸化炭素を同時に取り込ませ、13C と 15N の体内移動および節位別に分級した根中での・・・

¹³C, ¹⁵N などの上付きは“V”で赤字指定する。

5. 本文の電子ファイルは Windows で読み取れる MS-DOS テキストファイル形式または Word 文書ファイル形式で作成する。図表は Excel または Word で図の縦・横軸の説明、凡例および表の表題、注も含めて直ちに製版できるように作成するのが望ましい。写真は TIFF 形式または JPEG 形式ファイルが望ましいがプリント写真でも良いものとする。

6. 図表の挿入位置は原稿右欄外余白に赤字で指定する。
7. 以上の他、用語、書体、引用文献の記載、図表の作成等について、和文論文は最近の日本作物学会紀事、英文論文はPlant Production Science の原稿作成要領に従う。

日本作物学会四国談話会会報編集委員会規定

(2022年11月改正)

1. 編集委員は役員（会長・評議員・幹事）をもってあてる。
2. 編集委員長は会長をもってあて、編集委員会幹事は編集委員長が指名する。
3. 編集委員は談話会会報の編集に関する事項を審議する。
4. 投稿された論文は、2名の校閲者が審査を行う。校閲結果に基づき、編集委員会幹事は論文の採否を編集委員長に答申する。
5. 投稿原稿の最終的な採否は編集委員長が決定する。

日本作物学会四国談話会表彰規定

(2022年11月改正)

1. 本談話会は談話会規則第5条に基づき本談話会会員を対象に「四国作物学会賞」の表彰規定を設ける。
2. 「四国作物学会賞」は次の種類とする。
 - ア. 四国作物学会賞功労賞（以下功労賞とする）
 - イ. 四国作物学会賞学術賞（以下学術賞とする）
 - ウ. 四国作物学会賞奨励賞（以下奨励賞とする）
 - エ. 四国作物学会賞優秀発表賞（以下優秀発表賞とする）
3. 「功労賞」は、四国地方の作物栽培技術などの普及、作物学の発展または四国談話会活動などに多大な貢献をしたものにこれを贈り、談話会総会で表彰する。
「学術賞」は、四国談話会会報において優秀な発表を行い、四国地方の作物栽培技術の普及、作物学の進展に顕著な業績をあげたものにこれを贈り、談話会総会で表彰する。
「奨励賞」は、四国談話会会報において優秀な発表を行い、四国地方の作物栽培技術の普及、作物学の進展に寄与する業績をあげたものにこれを贈り、談話会総会で表彰する。奨励賞の受賞者は、授賞年度の4月1日現在40歳未満とする。
「優秀発表賞」は、四国談話会講演会において優秀な発表を行ったものにこれを贈る。優秀発表賞の受賞者は、授賞年度の4月1日現在35歳以下とする。
4. 会長は受賞者を選考するために、四国作物学会賞選考委員会（以下委員会とする）を設ける。
5. 委員会は各県1名、西日本農業研究センター1名、各大学1名（事務局のある大学からは会長が委員として出席し、選考委員長を兼ねる）を以て組織し、会長が談話会評議員の中からこれを委嘱する。ただし、「優秀発表賞」については愛媛大学、香川大学、高知大学の中から2名を委員として追加し、会長が依頼する。
6. 委員会は毎年談話会会員を対象として、「功労賞」、「学術賞」、「奨励賞」の各受賞候補者の推薦を求める。ただし、「優秀発表賞」については講演会開催中に評価を行うものとする。
7. 「功労賞」、「学術賞」、「奨励賞」の各候補者の推薦は本談話会会員が行い、下記の項目を記載した書類を談話会事務局に提出するものとし、その締め切りは毎年7月10日とする。
 - (1) 功労賞、学術賞、奨励賞の区別
 - (2) 受賞候補者の氏名、所属、職名、職歴
 - (3) 推薦理由（800字程度）
 - (4) 推薦の根拠となる論文の別刷りあるいは写しを添付する。
8. 受賞者の決定は、委員会の決定にもとづき、談話会評議員会で行う。ただし、「優秀発表賞」については講演会終了後に決定する。

付則

1. 第58回講演会における審査は、本規則に基づき行われたものとみなす。

四国作物学会賞推薦書式

以下の順にA4版の用紙に楷書またはタイプする。

令和〇年四国作物学会賞

〇〇賞候補者推薦書

1. 氏名 ○○○○○
所属, 職名 ○○○○○
住所 ○○○○○
生年月日 ○年○月○日
本籍 ○〇県 (外国人の場合は国名)
2. 職歴 ○年○月
3. 業績 ○〇〇に関する研究, 功績
4. 推薦理由 800 字程度
5. 推薦者氏名 ○○○○○
推薦者所属 ○○○○○

四国作物学会賞選考委員会に関する内規

(2022 年 11 月改正)

1. 委員会の構成等は, 「日本作物学会四国談話会表彰規定 (2021 年 11 月改正)5」による。
2. 委員会は四国作物学会功労賞, 四国作物学会学術賞, 四国作物学会奨励賞, 四国作物学会賞優秀発表賞の選考を行う。
3. 四国作物学会賞の候補の推薦を受けるために, 委員長は授賞候補者氏名, 候補者業績名および推薦理由を, 日本作物学会四国談話会会報を通じて会員に公募する。
4. 委員長は前項により推薦された候補者氏名, 候補業績名, 推薦理由等と推薦者を全委員に配布し, 事前検討を行う。
5. 委員長が必要と認める場合にはその候補業績の内容を評価し得る会員の意見を聞くことが出来る。
6. 委員長は授賞候補者の選定を行う選考委員会を原則として講演会当日に招集する。選考委員会は委員の過半数の出席をもって成立とする。個々の候補者について無記名投票を行い, 投票者の過半数の賛成を得た者を授賞候補者とし, 会長に報告する。ただし, 授賞候補者に選考委員が含まれる場合には, 当該選考委員は当該賞の選考には関与しない。
7. 委員が選考委員会に出席出来ない場合, 郵送による投票を認める。また, 代理人の出席を認めるが, 代理人は投票には参加できない。
8. 委員が優秀発表賞の評価をできない場合, 同所属の評議員が代理人として評価することを認める。

四国作物学会賞優秀発表賞に関する内規

(2022 年 11 月改正)

1. 評価者について
評価者は四国作物学会賞選考委員会委員 8 名及び 3 大学から 2 名, 合計 10 名とする。
2. 評価方法について
優秀発表賞にエントリーする者はあらかじめ講演要旨発表者の左端に「★」を記入する。評価者 10 名のうち, 6 名以上で評価された場合のみ選考対象とする。評価は研究の独創性や新規性, 解析方法や考察の妥当性, 説明のわかりやすさ, 質疑への対応などをもとに 1~5 の 5 段階 (1:劣る~5:優れる)で行う。なお, 評価シートはあらかじめ事務局で作成し, 評価者に添付ファイルで送付しておく。評価者が評価対象となる講演に連名として入っているかどうかは問わない。
3. 選考方法について
講演会終了後, 1 週間以内に評価者は評価シートを本談話会事務局に送付する。事務局は評価者の平均点が最も高かった上位 1~2 名を選考し, 会長に報告して受賞者を決定する。
4. 表彰について
講演会終了後, 1 ヶ月以内に受賞者に表彰状を送付するとともに, 会報にも記載する。
5. 授賞回数について
授賞回数の上限は 3 回までとする。